

令和元年度かずさ水道広域連合企業団
第1回情報公開・個人情報保護審査会 会議録

○開催日時：令和元年12月19日（木）午後1時30分から午後2時40分まで

○開催場所：かずさ水道広域連合企業団本庁舎1階 大会議室

○出席者氏名

審査会委員：清水幸雄委員、成瀬敏郎委員、渡邊秀孝委員

当広域連合企業団：小島事務局長

（事務局）総務企画課 平野課長、竹内副課長、佐藤総務班長、鈴木副主幹、
佐野副主査

（補助職員）業務課 内田業務班長

○議題等：（1）会長の互選について

（2）会長職務代理者の指定について

（3）令和元年度開示状況について

（4）その他

○会議の内容

〈事務局〉ただいまから、令和元年度第1回かずさ水道広域連合企業団情報公開・個人情報保護審査会を開催いたします。

わたくし本日の進行を務めさせていただきます総務企画課の佐野と申します。よろしくお願いたします。

それでは、お配りいたしました資料の確認をさせていただきます。

なお、本日の資料につきまして、本来であれば委員の皆様事前に資料を送付し、確認いただくべきところ、事前に送付できませんでした。皆様に確認いただく時間がなく、大変申し訳ありませんでした。この場を借りてお詫び申し上げます。

本日の資料は、上から順に「審査会次第」、「委員名簿」、「座席表」、「かずさ水道広域連合企業団情報公開条例」、「かずさ水道広域連合企業団個人情報保護条例」、「かずさ水道広域連合企業団情報公開・個人情報保護審査会要綱」、そして「公文書開示請求書整理簿」、以上7点でございますが、配布漏れはございませんでしょうか。

なお、本日、北原委員につきましては、欠席でございます。

それでは、はじめに、小島事務局長より、ご挨拶を申し上げます。よろしくお願いたします。

〈小島事務局長〉～挨拶～

〈事務局〉ありがとうございました。続きまして、かずさ水道広域連合企業団情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱状交付を行います。小島事務局長から委嘱状を交付させていただきます。皆様方には、自席にてお受け取りいただきたいと思っておりますので、お名前をお呼びしましたら、恐れ入りますが、その場でご起立願います。

～委 嘱 状 交 付～

〈事務局〉ありがとうございました。本日は、第1回目の審査会ということでございますので、恐れ入りますが、お一人ずつ自己紹介を兼ねまして、ご挨拶を頂戴できればと思います。

清水委員からよろしくお願ひいたします。

〈清水委員〉～挨拶～

〈事務局〉成瀬委員、お願ひいたします。

〈成瀬委員〉～挨拶～

〈事務局〉渡邊委員、お願ひいたします。

〈渡邊委員〉～挨拶～

〈事務局〉ありがとうございました。

申し訳ございません、小島事務局長でございますが、所用によりまして、ここで退席させていただきます。よろしくお願ひいたします。

〈小島事務局長〉よろしくお願ひいたします。

～小島事務局長退席～

〈事務局〉続きまして、事務局の職員の紹介をさせていただきます。

～平野課長以下、出席職員挨拶～

〈事務局〉続きまして、会議の成立についてご報告申し上げます。

審査会の会議は、かずさ水道広域連合企業団情報公開・個人情報保護審査会要綱第4条第2項により、委員の過半数が出席しなければ開くことができないとされております。審査会の委員定数は4名、本日3名のご出席となっており、会議は成立しましたのでご報告いたします。

なお、審査会の議事録作成のため、レコーダーによりまして、この審査会の音声を録音させていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、議事に移らせていただきます。

次第の3、会長の互選でございますが、先ほどのかずさ水道広域連合企業団情報公開・個人情報保護審査会要綱第4条第1項の規定により、会長が議長となる、と定められておりますが、本日は第1回目ですので、会長が決まっておりますので、会長が決まるまでの間、議事進行につきましては、平野総務企画課長に仮議長をお願いしたいと存じます。

平野総務企画課長、よろしくお願ひいたします。

〈平野課長〉それでは、会長が決まるまでの間、私が仮議長を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず、会長の互選ということでございますが、本審査会の会長は、かずさ水道広域連合企業団情報公開・個人情報保護審査会要綱第2条第1項の規定によりまして、委員の互選により定める、とされております。

委員の皆様にお諮りいたしますが、審査会の会長につきまして、いかがいたしましょうか。

〈清水委員〉要綱はどこにあるの。

〈平野課長〉資料の最後に付けてあります。

〈清水委員〉こういう資料にはページを振っておいてもらいたい。

〈成瀬委員〉清水委員を推挙させていただきたいと思います。

〈平野課長〉清水委員、会長にどのお声がございましたが、いかがでしょうか。

〈清水委員〉受けさせていただきます。

〈平野課長〉ただいま、清水委員が会長をお引き受けいただけるとの発言がありましたが、皆様いかがでしょうか。

〈全委員〉異議なし

〈平野課長〉ご異議なしということで、清水委員に会長をお願いしたいと存じます。

ここで、清水会長から一言、ご挨拶をいただきたいと思います。

〈清水会長〉～会長挨拶～

〈平野課長〉ありがとうございました。それでは、以後の議事進行につきましては、清水会長をお願いいたしまして、私は席を移らせていただきます。清水会長、次の「会長職務代理者の指定について」からになります。よろしくお願いします。

〈清水会長〉それでは、次第に従いまして議事を進めさせていただきたいと思えます。

議題（２）会長職務代理者の指定ですが、審査会要綱第２条第３項の規定により会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理することとなっておりますので、私から指名させていただきます。成瀬委員どうでしょうか。

〈成瀬委員〉木更津にお住まいで、若い方をお願いできればと思います。

〈清水会長〉それでは、渡邊委員をお願いしたいと思いますが、渡邊委員、よろしいでしょうか。

〈渡邊委員〉ご指名であれば受けさせていただきます。

〈清水会長〉それでは、渡邊委員に会長職務代理者をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

次に、会議録署名人の指名についてですが、審査会要綱第５条第２項の規定により、会長及び会長の指名する委員１名が署名することになっておりますので、会議録署名委員に成瀬委員を指名いたします。成瀬委員よろしいでしょうか。

〈成瀬委員〉承知いたしました。

〈清水会長〉よろしくお願いします。

それでは、次に「令和元年度開示状況について」、事務局よりお願いします。

〈平野課長〉令和元年度開示状況のご説明をする前に、審査会の役割等につきましてご説明させていただきます。

まず初めに情報公開条例の第２１条をご覧ください。

審査会への諮問等でございますが、第１項において「開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、かずさ水道広域連合企業団情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合（当該行政文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）としております。

次に第23条（審査会の設置等）をご覧ください。第1項で、「第21条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、かずさ水道広域連合企業団情報公開・個人情報保護審査会を置く。」としており、2項では、「審査会は、前項の規定による調査審議を行うほか、情報公開に関する重要な事項について審議し、実施機関に意見を述べるができる。」

7項では、「委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。」としております。

第24条（審査会の調査権限等）では、「審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。」としており、2項では、「諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。」

3項では、「審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。」

4項では、「第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関に意見の陳述又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させること、その他必要な調査をすること又は審査請求人等に口頭で意見を述べる機会、若しくは意見書、若しくは資料を提出する機会を与えることができる。」

5項では、「審査会は、前2項の規定により審査請求人等から意見書又は資料の提出があったときは、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、審査請求人等に対し、当該意見書又は資料の写しを送付しなければならない。」

6項では、「審査会は、審査会に提出された意見書又は資料について審査請求人等から閲覧の求めがあったときは、これを拒んではならない。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。」

7項では、「審査会は、第5項の規定による送付をし、又は前項の閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聞かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。」

8項では、「審査会は、第6項の閲覧について、日時及び場所を指定することができる。」としております。

第25条（調査審議手続の非公開）では、「審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。」

第26条（答申書の送付等）では、「審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。」

第27条（その他の事項）では、「審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、広域連合企業長が別に定める。」としており、「かずさ水道広域連合企業団情報公開・個人情報保護審査会要綱」を定めておりますので、後ほど説明いたします。

付則の2経過措置では、統合前の君津広域水道企業団及び四市の水道事業にかかる公文書と平成31年1月21日の広域連合企業団設置以降の公文書については、この条例を適用することとしております。

〈清水会長〉ここまででよろしいでしょうか。

第23条第2項では、「審査会は、前項の規定による調査審議を行うほか、情報公開に関する重要な事項について審議し、実施機関に意見を述べることができる。」とされていますが、審査請求がなくても審査会を開催する場合、重要な事項について誰が開催を決定するのですか。

〈平野課長〉広域連合企業長が審査会に対して開催をお願いする場合と、審査会が独自に開催する場合が想定されます。

〈清水会長〉情報公開条例のマニュアルは、作成されていますか。

〈平野課長〉情報公開条例の逐条解説・マニュアルについては、まだ作成しておりません。

〈清水会長〉なるべく早く作成をお願いします。第5条で「何人も」としていますが、木更津市以外の者でも良いのか。

〈平野課長〉水道事業の給水区域が四市となっており、千葉県にも用水供給しているため、「何人も」としております。

〈清水会長〉富津以外の方は、請求権が広がったのですね。第6条で「開示を請求する権利は、これを濫用してはならない」としているが、何を濫用というのか。

〈内田班長〉あまりにも膨大である請求であるとか、何を請求しているのか不明な請求を濫用と考えております。

〈清水会長〉請求が濫用に該当するかどうか、定義をはっきりさせておく必要があります。

〈平野課長〉つい最近、一人で69件の情報公開請求があったため、濫用ではないかと相談しましたが、一つ一つの工事名がはっきりしており、その工事の設計書の開示請求であるとはっきりしていたため濫用には当たらないとの結論を出しました。ちょっと69件と多かったのですが、受け付けて公開に向けて事務を進めています。ほかの濫用の基準があいまいになっています。

〈清水会長〉たったの69件ですか。

〈平野課長〉たったの69件ですか。

〈清水会長〉 事務処理能力のベースに立って濫用というのは、かなり意味合いが違います。

〈平野課長〉 開示まで30日と日にちも決められており、事務処理能力もあるのかなと思ったので。

〈清水会長〉 処理能力がないのに30日と決めたのですか？それが30日ということであれば、伸ばすこともできますが。

〈清水会長〉 「何人も」とすると、水道事業に外国企業が参入することができないよということでやっているところからすると、かなりネガティブな要素があります。今までの情報公開条例の枠を飛び越えている部分があります。これがベースになって、全部が引っ張られるという懸念もあります。今は、広域連合企業団が一般に浸透していませんが。

〈成瀬委員〉 第5条に「何人も」とありますが、外国の民間企業も。

〈清水会長〉 「何人も」とすると、全部入りますね。

〈清水会長〉 そういう外国企業が日本企業と競争して追い落とす事にも使えます。

〈清水会長〉 まず、何を「濫用」とするか、また、「何人も」とするのか。

〈清水会長〉 次の説明をお願いします。

〈平野課長〉 次に個人情報保護条例をご覧ください。

第5条（収集の制限）第1項では、「実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。」

2項では、「実施機関は、思想、信条及び宗教に係る個人情報並びにかずさ水道広域連合企業団情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いた上で社会的差別の原因となるおそれのある個人情報として実施機関が定めるものを収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令又は条例に基づいて収集するとき。
- (2) 個人の生命、身体又は財産の保護を目的とする事務の目的を達成するために収集するとき。
- (3) 審査会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要があると認めて収集するとき。」としております。

第7条（利用及び提供の制限）第1項では、「実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。」としており、1号から4号は飛ばしますが、

「(5) 審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると認めて利用し、又は提供するとき。」としております

次に、第10条（実施機関以外のものに対する提供の制限）の第3項では、「実施機関は、オンライン結合により個人情報を実施機関以外のものに提供しようとするときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ、審査会の意見を聴か

なければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 法令等に基づいてオンライン結合により個人情報を提供する場合
- (2) 本人の同意に基づいてオンライン結合により個人情報を提供する場合又は本人にオンライン結合により個人情報を提供する場合
- (3) インターネットを利用して一般の閲覧に供する方法により個人情報を提供する場合」としております。

第45条（審査請求があった場合の手続等）第1項では、「開示決定等、訂正決定等、利用停止等決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止等請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合（当該個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の利用停止等を行うこととする場合」としております。

附則の経過措置につきましては、2におきまして、情報公開条例と同様に旧団体の公文書及び新団体設立後の公文書について本条例を適用することとしております。

〈清水会長〉第2条第1号に個人情報は「生存する個人」としていますが、亡くなった方の個人情報は保護対象外となるが切り分けが大変難しいのではないかと。

水道の契約名義人がすべて生存しているとは限らない。私の家の契約も昔のままであった。

〈平野課長〉これについては、検討すべき事項と考えます。

〈清水会長〉お持ちになっている情報で、契約者の名前が亡くなった方のままのケースはありますか。

〈平野課長〉契約者が亡くなった方のままのケースはあります。

〈清水会長〉このままだと、かなりしんどいケースがあるかもしれません。

〈平野課長〉「生存する」を取らなければいけないかもしれないため、検討いたします。

〈清水会長〉やはり逐条解説・マニュアルを作成する必要があります。コレコレこういう風に考えているけれどと言えますが、何も無いとかなりしんどいことになります。

〈清水会長〉次の説明をお願いします。

〈平野課長〉最後に、かずさ水道広域連合企業団情報公開・個人情報保護審査会要綱をご覧ください。

この要綱は、先に説明いたしましたかずさ水道広域連合企業団情報公開条例第27条の規定により、情報公開・個人情報保護審査会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めたものです。

第2条で会長について、第3条で諮問にかかる手続き等を、第4条で会議について規定しております。

第5条は会議録の作成で、第1項で記載する事項を、第2項で会議録の署名人として会長及び会長が指名する委員1名としております。

第6条第1項では審査会の庶務を、第2項では、「この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。」としております。

〈清水会長〉第1条にかずさ水道広域連合企業団情報公開条例を以下「条例」というとしていますので第3条の「条例」第21条は、情報公開条例のことを指しているのですね。

〈平野課長〉「条例」は、かずさ水道広域連合企業団情報公開条例を指しています。

〈清水会長〉個人情報保護条例からの諮問は無いのですか。

〈平野課長〉個人情報保護条例第45条にあります。

〈清水会長〉要綱の第3条には個人情報保護条例第45条からの諮問がありません。

個人情報保護条例については本人開示ですので、様式も違います。

〈平野課長〉要綱については見直しをして、作りましたら皆様にお諮りいたします。

〈平野課長〉引き続き、令和元年度開示状況についてご説明いたします。

〈鈴木副主幹〉それでは、私から平成31年4月1日から令和元年11月30日までの情報公開制度の施行状況を報告させていただきます。お配りいたしました資料「公文書開示請求書整理簿（令和元年度）」をご覧ください。

16人の方から21件の請求がございました。そのうち18件につきましては、工事に係る金入設計書の開示請求でございました。決定状況としましては、全件、全部開示をしております。

個人情報保護制度における開示請求につきましては、ございません。以上です。

〈清水会長〉16人の方から21件の請求があり、全部開示したと。

〈平野課長〉その通りです。

〈清水会長〉1・2・3や8・9のように同一日で請求があった場合はCD-R1枚にしているようだが、4・5・6・7は同一日だが1枚になっていないのはなぜですか。

〈平野課長〉1・2・3や8・9、16・17・18は同じ日で同じ人なのでCD-R1枚にまとめていますが、4・5・6・7は請求者が違いますので別々にしています。

〈清水会長〉請求者をA・Bと入れていただければ分かりやすい。

〈平野課長〉わかりました。

〈清水会長〉21番の基本計画資料集は、普段公表していませんか。

〈平野課長〉基本計画書自体は公表しているのですが、資料集は普段しまっていると

どうか請求があったら公表しています。

〈清水会長〉 情報開示まで1日で行っているのです。

〈平野課長〉 データで持っており、データでほしいとのことで、1日で処理していません。

〈清水会長〉 普段一般的に見られるようになっていけば、この表には載らないのではないかと思って。行政資料として見られるようにしておけば。

〈渡邊委員〉 どういった方から請求があるのですか。業者の方ですか。

〈平野課長〉 業者の方です。

〈渡邊委員〉 どういう業者ですか。

〈平野課長〉 工事がどのくらいの設計額か調べております。先ほど申しましたように同じ方から69件の請求がありましたように。

〈清水会長〉 こういう制度を使って、こういうことを商売の目的にしている業者もある。これに対し自分の情報を守らなければならないというネガティブな問題もあります。

〈成瀬委員〉 難しい問題ですね。

〈清水会長〉 中国ではカードを持っていないと何もできない。タクシーに乗るのにも現金ではない。何をしているのか監視されている。街を歩けば監視カメラばかり。

〈清水会長〉 その他について何かありますか。

〈事務局〉 特にございません。

〈清水会長〉 それでは以上をもちまして、令和元年度第1回情報公開・個人情報保護審査会を終了させていただきます。お忙しいところありがとうございました。

〈全員〉 ありがとうございました。

上記会議録を証するため下記署名する。

令和2年5月27日

かずさ水道広域連合企業団

情報公開・個人情報保護審査会会長 清水 幸雄

署名人 成瀬 敏郎